

10 下水道の整備

基本 目標	環境配慮事項 個別配慮事項 環境配慮事例	配慮した段階			配慮した具体的事項
		計 画	設 計	工 事	
環 境 へ の 負 荷 が 少 な い 循 環 型 社 会 広 島	大気環境、水環境の保全 場所の選定は、地域環境の保全、土地利用等との整合を図る。 複数の場所や路線の検討 希少動植物の生息地を回避 貴重な自然環境地域を回避 その他				
	放流先の水環境に配慮する。 放流場所、放流量の検討 高度処理の必要性の検討 その他				
	処理水の再利用に努める。 雨水貯留施設や中水道設備の導入 修景用水として利用 池の水などの循環利用 その他				
	建設機械、車両の稼働等に伴う周辺環境への影響の低減に努める。 騒音・振動防止等に配慮した工法の実施 低公害型の建設機械等の採用（広島県グリーン購入方針に基づき、排出ガス対策型・低騒音型建設機械を優先的に調達） 防音壁、防音シート等の仮設 工事車両の走行ルート分散等 その他				
	工事中の汚水、濁水の発生の低減に努める。 汚水・濁水の発生を抑えた工法の検討 工事区域の仮締切、切り回し水路の設置 工事に伴い発生する汚水の処理 沈砂池、調整池の設置 その他				
	地盤改良に当たっては、地下水汚染や土壌汚染の防止に配慮する。 薬剤を使用する場合は、できるだけ害のないものを使用 その他				
	悪臭の発生防止に配慮する。 悪臭の発生抑制、脱臭装置の設置 その他				
	工事の集中を避け平準化を図る。 一時期に環境負荷が集中しない工事計画の策定 その他				
	廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進 建設廃棄物等の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理に努める。 廃棄物の発生を抑制した事業計画の策定 建設廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート）等の分別保管、再資源化、適正処理及び熱回収の実施（広島県における建設リサイクル促進等の実施に関する指針の遵守、建設副産物適正処理実施要領及び再生資源利用促進実施要領の運用、広島県地球温暖化対策実行計画に基づく取組） 下水汚泥の肥料化、焼却灰の熔融スラグ化 その他				
	再生骨材、再生砕石等の再生資源の利用に努める。 県内産リサイクル製品の積極的な使用 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物、再生木質マルチング材等の利用促進（広島県における建設リサイクル促進等の実施に関する指針の遵守、再生資源利用促進実施要領の運用、広島県グリーン購入方針に基づき優先的調達） その他				
建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理に努める。 建設発生土の発生抑制、分別保管、工事間利用、適正処理（建設副産物適正処理実施要領及び再生資源利用促進実施要領の運用、広島県地球温暖化対策実行計画に基づく取組） その他					

地球環境の保全に貢献する広島	<p>地球温暖化の防止 CO₂の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資するため、施設の緑化に努める。 敷地，屋上，壁面の緑化 その他</p>			
	<p>熱帯産木材の使用削減，間伐材の有効利用など森林資源の保護に努める。 型枠の反復使用，再利用 金属型枠の使用 間伐材の有効利用 その他</p>			
	<p>工事車両や建設機械のアイドリングストップ等の励行に努める。 アイドリングストップ，急発進，空ふかしの抑制（広島県地球温暖化対策実行計画に基づく取組） 経済運行速度の遵守 その他</p>			
	<p>省資源，省エネルギーの推進 自然エネルギー、省エネルギータイプの施設の導入に努める。 自然採光，窓側電灯配線のライン化など（広島県地球温暖化対策実行計画に基づく取組み） 太陽光発電，省エネルギー型照明の設置など（広島県グリーン購入方針に基づく優先的調達） その他</p>			
	<p>省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用に努める。 再生資源の利用 構造物の耐久性の向上 その他</p>			
自然と人がふれあう潤いのある広島	<p>自然環境の保全 貴重な動植物の生息・生育地の消失の回避に努める。 複数場所や基本構造の検討 希少動植物の生息地等の消滅を極力避けた計画策定 希少動物の営巣時期に配慮した工事計画の検討 配慮が必要な魚類，両生類等の繁殖，産卵期での配慮 その他</p>			
	<p>回避できない場合は、自然環境の改変の少ない形状や代替措置に努める。 複数場所や基本構造の検討 貴重な動植物の移動・移植 その他</p>			
	<p>生物生息空間のネットワークの確保を図る。 樹林地の連続性の確保 動物の移動のための道や水路の確保 その他</p>			
	<p>自然環境の改変の少ない施設、構造の採用に努める。 基本構造などの検討 中州や湿地帯等の水辺の多様性や自然緑地の確保 その他</p>			
	<p>池の設置など生物生息空間の創出に努める。 鳥類のための食餌木による緑化 巣箱，巣台の設置 環境施設帯等にビオトープを設置 その他</p>			
	<p>工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧に努める。 水路や緑地等の復元 在来種の復元 その他</p>			
	<p>快適な生活空間の創造 施設内の緑化に努める。 のり面や余裕地の緑化（広島県公共事業等景観形成指針の遵守） その他</p>			
	<p>地場産素材、天然素材の利用や植栽に努めるなど、周辺景観との調和を図る。 地域性のある素材や天然素材の活用（広島県公共事業等景観形成指針の遵守） 在来樹種による植栽 その他</p>			

<p>歴史的景観の保全，文化遺産の保護</p> <p>歴史的景観の保全に努める。 構造，形態，色彩等は，地域の風土，歴史又は文化に配慮（広島県公共事業等景観形成指針の遵守） その他</p>				
<p>文化遺産の保護に努める。 指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等の回避 文化財の調査・保存等 その他</p>				

- (備考) 1 ここに掲げる個別配慮事項については，事業特性及び環境特性等を踏まえ，その必要性について検討の上，実行可能な範囲内で実施するものとする。
- 2 この適合表への記入は，事業計画が固まりつつある段階に行うこととし，該当する個別配慮事項の「チェック欄」に 印を付すとともに，右側の欄に具体的事項を簡潔に記入する。
 なお，配慮の必要がない事項については，該当する個別配慮事項の「チェック欄」に - (ハイフン) を付す。
- 3 チェックを付すに当たっては，実施又は計画している環境配慮に該当する「環境配慮事例」の欄に (網掛け) を付すとともに，「配慮した具体的事項」欄に環境配慮事例の具体的な内容を記入する。
- 4 設計又は工事段階での配慮が見込まれる「環境配慮事例」についても，計画段階で (網掛け) を付し「配慮した具体的事項」には「設計段階等を実施」などと記載し，適宜，設計又は工事段階に改めて「配慮した具体的事項」欄に具体的事項を記載する。
- 5 事業の設計段階又は工事段階に，新たに環境配慮を実施する場合又は計画段階で予定していた環境配慮事項を変更・中止する場合は，該当する個別配慮事項の「チェック欄」に 印を付すなど上記と同様に記入する。